

山武水道からのお知らせ

水道料金、名義変更、水道の使用開始・中止手続等については
山武郡市広域水道企業団お客様センターへお問い合わせください

ヨイミズ
☎0475(50)4132
東金市東上宿12番地13(サンピア立体駐車場裏)

お客様センター受付内容

- 水道料金に関するお問い合わせ(料金の支払い方法等)
- ご利用になるお客さまの名義の変更等
- 水道メータ検針に関するお問い合わせ
- お引越し等による水道の使用開始・中止(料金精算)のお申し込み
※希望日の3~4日前までにご連絡ください。

お客様センター受付時間

- ・平日 8時30分~17時30分
- ・土曜日 8時30分~12時00分
(日曜・祝日及び年末年始12月29日~1月3日を除く)

なお、山武水道のホームページからもお申し込みいただけます!

URL [https://www.blue.cdc-bnet.jp/sansui/]

携帯・スマートフォンの方は右のQRコードから⇒



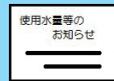
水道料金のお支払いは、便利で確実な口座振替で!

口座振替は、一度のお手続きでお客さまの口座から自動的に水道料金が支払えるととても便利な制度です。

口座振替の手続きは簡単です!

お客さまの口座のある金融機関へ、次のものをご持参ください。

- ①お客様番号が確認出来るもの(使用水量等のお知らせや納入通知書)
- ②通帳
- ③届出印



また、郵送による口座振替の手続きも行っておりますので、ご希望の方はお客様センターまでご連絡ください。

●取扱金融機関

- | | | | |
|--------|------------|----------------|--------|
| 千葉銀行 | 千葉興業銀行 | 京葉銀行 | 三井住友銀行 |
| ゆうちょ銀行 | 銚子商工信用組合 | 千葉信用金庫 | 銚子信用金庫 |
| 中央労働金庫 | 山武郡市農業協同組合 | 東日本信用漁業協同組合連合会 | |

水道メータの交換にご協力をお願いします!

交換時期 令和6年5月から令和7年1月まで

水道メータの有効期間は計量法で8年と定められており、有効期間が満了する前に、お客さまのお宅に伺い交換を行います。

水道メータを取り換える際には、あらかじめ「水道メータ交換日程等のお知らせ」を配付いたします。また、交換作業は山武水道が発行する委託証明書を携帯した指定給水装置工事業者が行います。

- 交換に伴う費用は**無料**です。
- 交換の際に**立ち会い**は**不要**です。
- 交換時に**20分程度**の断水をいたします。
(状況によっては、さらにお時間をいただく場合があります。)

水道メータ付近に犬をつないだり、車両や物を置かないようお願いします。

【問い合わせ先】 業務課 給水検査班 ☎0475(55)7853

公道漏水の早期発見にご協力をお願いします!

次のような場合は漏水の可能性があるので、お手数ですが施設課維持班までご連絡をお願いいたします。

- ①晴れた日でも、道路や歩道がいつも濡れている。
- ②普段乾いている水路や側溝に、きれいな水が流れている。
- ③ひび割れや陥没などから水がしみ出している。

【問い合わせ先】 施設課 維持班 ☎0475(55)7854

宅内での漏水について

宅内の漏水箇所の特定・修理は、「指定給水装置工事業者」に依頼してください。

右のQRコードから工事業者一覧を確認できます。⇒

なお、宅内の漏水修理の費用はお客様負担になります。

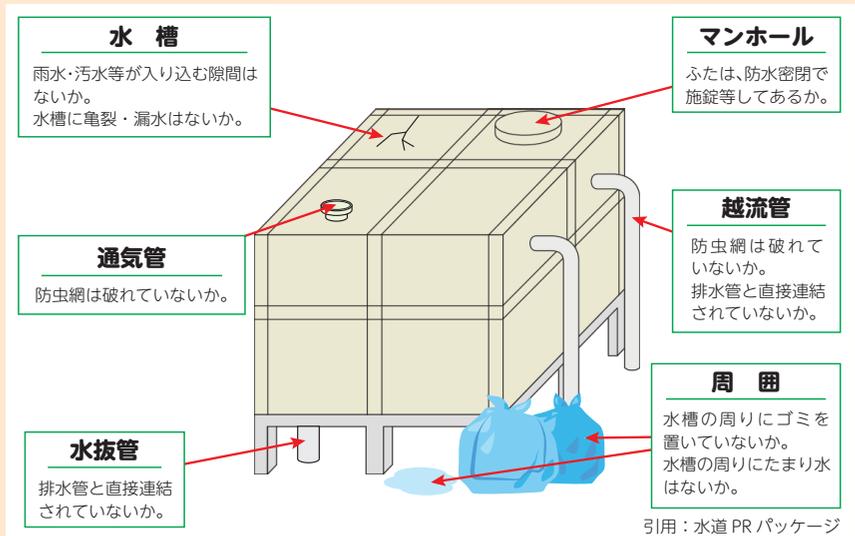


貯水槽水道の適正管理について

貯水槽水道(受水槽・高置水槽を通して給水しているビル・アパート等の給水施設)は、水道法で設置者の責任により適正な管理を行うことが義務付けられています。

貯水槽水道の設置者、所有者又は管理者の方は、以下の基準に従い、管理を行ってください。

- ①毎日蛇口から出る水の状態(味・色・匂い・濁りなど)を確認してください。
- ②月に1回下記を参考に貯水槽の点検を行ってください。
- ③年に1回以上の清掃や水質検査を行ってください。



詳しくは業務課 給水検査班までご連絡ください。

【問い合わせ先】 業務課 給水検査班 ☎0475(55)7853

にせ水道局職員にご注意ください!

山武水道は、下記のことは行いませんのでご注意ください。

- (例)・浄水器の販売、あっせん
- ・水質検査
- ・給水管の清掃
- ・「使用水量等のお知らせ」(検針票)やメールでの料金請求
- ・手書きの領収書の発行

不審だと思ったら、身分証明書の提示を求めて確認をしていただくか、山武水道へお問い合わせください。

【問い合わせ先】 業務課 ☎0475(55)7853

被害にあったら、警察や千葉県消費者センター(相談専用: 047-434-0999)へご相談ください。

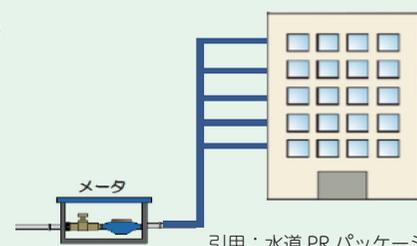


共同使用に関する水道料金の取扱いについて

アパート・マンションなどの集合住宅で、水道メータ1台によって複数の世帯が給水を受けているお客さまを対象に、共同使用扱いによる水道料金計算を行い、生活用水にかかる費用の低廉化を図る制度があります。

この制度を利用する場合は、申請手続きが必要となります。

条件によっては適用が認められない場合がございますので、詳しくは業務課 料金班までご連絡ください。



【問い合わせ先】 業務課 料金班 ☎0475(55)7853